

令和4年度第1回山形県森林審議会 議事録

1 日 時 令和4年11月29日(火) 午後1時30分から午後3時10分

2 場 所 山形県自治会館401会議室

3 出席者

【森林審議会委員】14名中13名出席

芦谷竜矢、出井裕之、大泉みどり、熊谷由美子、黒田三佳、佐藤景一郎、
渋谷みどり、高橋栄美子、内藤いづみ、(野木桃子)、野堀嘉裕、益田健太、
松田賢、四柳哲也

委員14人中 13人出席 ※ () は、欠席委員

うち議事録署名人：出井裕之、佐藤景一郎

【県】18名

4 議事

[事務局(司会)]

大変お待たせいたしました。御案内の時間となりましたので、ただ今から「山形県森林審議会」を開会いたします。私は、本日の進行役を務めます森林ノミクス推進課の原田と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、野木委員が所用により欠席となっております。

委員14名中、13名の御出席をいただいておりますので、山形県森林審議会運営要綱第3条に定める過半数の出席により、本審議会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の会議は、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて開催させていただきますので、マスクの着用、定期的な換気に御協力をお願いいたします。

それでは、開催にあたり、地主農林水産部長から御挨拶を申し上げます。

【地主農林水産部長あいさつ】

皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中、山形県森林審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、日ごろ森林・林業・木材産業の振興に格別のお力添えをいただき、重ねて御礼を申し上げます。

さて、今年8月の大雨により、森林関係では、林地や林道施設の崩壊など、498箇所、約16億円の甚大な被害を受けたところであります。被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げますとともに、県としましては、一刻も早く地域の復旧・復興が進むよう、引き続き政府や市町村、関係機関と連携しながら全力を挙げて取り組んでまいります。委員の皆様におかれましては、引き続き御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

一方、林業・木材業界においては、昨年から続く、いわゆる「ウッドショック」などの影響で、県内製材品の価格は高止まりの状態が続いています。このため、県では、昨年に引き続き、コロナ禍における物価高騰への対応として、県産木材を活用した新築住宅・民間施設の建築支援を実施し、県産木材の利活用の促進に取り組んでおります。

今後も、脱炭素社会の構築に向けた森林吸収源対策を強化するため、効率的な間伐や主伐、再

造林等の森林整備に加え、森林資源のデジタル化をはじめとするスマート林業の取組み等を推進し、「やまがた森林(モリ)ノミクス」を加速してまいりますので、皆様方から、一層の御理解・御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

本日の審議会は、委員の改選後、初めての開催となりますので、はじめに、会長の選任や所属部会などを決定していただきます。その後、「地域森林計画」の樹立と変更について御審議いただくほか、林地開発許可、保安林の指定についても報告させていただきます。委員の皆様からは忌憚のない御意見をお聞かせいただきたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

[事務局（司会）]

ありがとうございました。

本日の審議会は、委嘱後、初めての開催でございますので、お配りしました森林審議会委員名簿順に委員の皆様を御紹介させていただきたいと思っております。

・各委員を紹介

□会長等の選任について

[事務局（司会）]

それでは、次第に従いまして議事に入ります。

まず（１）協議事項「会長の選任」に移ります。

会長の選任方法につきましては、森林法第71条第1項の規定により、委員の皆様の互選により選出していただくことになっております。

会長の候補について、御意見のある方はいらっしゃいませんか。

(佐藤委員)

野堀委員を推薦いたします。

[事務局（司会）]

ただいま、佐藤景一郎委員から、「野堀嘉裕 委員」を推薦する発言がございました。

他に御意見はございませんでしょうか。

それでは、野堀委員に会長をお願いすることよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

[事務局（司会）]

御異議なしとのことですので、「野堀嘉裕 委員」が選出されました。

山形県森林審議会運営要領第4条により、会議の議長は会長があたるとされていますので、野堀会長、議長席へお移り願ひまして、一言御挨拶をいただき、議事の進行をお願いしたいと思います。

<野堀会長>

・野堀会長あいさつ

それでは、早速議事を進めさせていただきます。

最初に、山形県森林審議会運営要綱第5条の定めによる議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名人として、「出井裕之 委員」、「佐藤景一郎 委員」の御両名をお願いいたします。

続きまして、(2)協議事項のアの「会長の職務代行者の選任」を行います。

会長の職務代行者については、森林法第71条第3項の規定により、「会長に事故あるときは、委員の中から互選された方がその職務を代行する」こととなっております。

いかがいたしましょうか。

<野堀会長>

もしよろしければ、私から推薦させていただきたいと存じます。「佐藤景一郎 委員」を推薦したいと思いますが、よろしいでしょうか。

<野堀会長>

「佐藤景一郎 委員」に会長の職務代行者をお願いすることに、御異議ございませんか。

(各委員)

異議なし

<野堀会長>

御異議なしと認め、会長の職務代行者を「佐藤景一郎 委員」に決定することといたしました。

続きまして、(2)協議事項のイの「所属部会委員及び部会長並びに企画委員会委員の選任」を行いたいと思います。

最初に、山形県森林審議会運営要綱第6条で規定されている『森林保全部会』と『森林保護部会』の所属委員及び部会長については、「森林法施行令」第7条第2項及び第3項の規定に基づき、会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。

お手元に配布されております資料のうち、右肩に【所属部会記入用】とあります「山形県森林審議会委員名簿」を御用意ください。

まず、『森林保全部会』の委員については、「芦谷委員」、「出井委員」、「大泉委員」、「黒田委員」、「内藤委員」、「益田委員」、「松田委員」の7名で、部会長には「芦谷委員」をお願いしたいと思います。

また、『森林保護部会』の委員としては、「熊谷委員」、「佐藤委員」、「渋谷委員」、「高橋委員」、「野木委員」、「益田委員」、「四柳委員」の7名で、部会長には「佐藤委員」をお願いしたいと思います。

続きまして、「山形県森林審議会運営要綱」第7条第2項の規定により、企画委員会の委員を私から指名させていただきます。

企画委員会の委員は、「芦谷委員」、「出井委員」、「熊谷委員」、「佐藤委員」、「内藤委員」、

「益田委員」、「松田委員」にお願いしたいと思います。

企画委員会の委員長は、山形県森林審議会運営要綱第7条第3項の規定により、会長があたることとなっておりますので、私とただ今指名させていただいた委員の合計8名が企画委員会のメンバーとなります。複数の委員会に関係している方もいらっしゃると思いますが、よろしくお願いたします

<野堀会長>

それでは、議事を継続し、(3)審議事項に入ります。なお、本日の終了時刻は15:30を目途としておりますので、皆様のご協力をお願いします。

はじめに、諮問を受けております、審議事項 ア「庄内地域森林計画区における地域森林計画の樹立について」、から審議事項 ウ「置賜森林計画区における地域森林計画の変更について」までを、一括して審議したいと存じます。事務局から説明をお願いします。

審議事項

ア 庄内森林計画区における地域森林計画の樹立について

イ 最上村山森林計画区における地域森林計画の変更について

ウ 置賜森林計画区における地域森林計画の変更について

[事務局：笠井森林経営・再造林推進主幹]

「庄内森林計画区における地域森林計画の樹立(案)」、「最上村山森林計画区における地域森林計画の変更(案)」、「置賜森林計画区における地域森林計画の変更(案)」について、資料1により説明。

<野堀会長>

ただいまの説明に関して御質問、御意見を伺いたいと思います。

(内藤委員)

林道の開設、拡張につきまして、昨年の審議会で、今後は、既設林道の拡張を通じて質的向上を目指したいというお話を伺いましたが、説明していただいた今回の計画では、路線数、延長数、ともに減少しています。もちろん事業の完了ということもあるのですが、新しく追加するというのも、可能だったのではないかと思います、そのあたりをご説明いただけますでしょうか。

<野堀会長>

事務局お願いします。

[事務局：横倉森林保全主幹]

森林保全を担当しております横倉でございます。ご指摘の点、資料1の8ページ、下の右側の表になります。ただいま事務局から説明しました林道等の拡張について、現行計画73路線と新計画42路線の差、31路線の減に関するご指摘でございます。

ご指摘の通り、昨年度の森林審議会におきまして、開設路線の見直しについてご審議いただいたところであり、その際、私から「林道の強靱化を図りながら開設を進めていきたい」と説明しました。

この時には林道等の拡張については大きな変更はなかったところですが、今回の庄内森林計画区から、順次、県内3つの森林計画区の拡張の計画について見直すこととしたところです。

今回の庄内森林計画区の拡張の新計画では、路線数を大きく減らした印象となっていますので、減った理由の詳細を説明させていただきます。

林道は、森林ノミクスを進めるにあたって木材を安定的に供給していくために必要な生産基盤として極めて重要であることは論を待たないところですが、この拡張とは、既設の林道の道路幅を広げるなど機能を強化し、今後も長期的に使っていただける林道に改良するものです。

この改良の種類としては、拡幅のほかに舗装や法面の改良などの工法も含まれており、現計画の庄内森林計画区における林道等の拡張73路線の中には、舗装の計画が29路線含まれておりました。この舗装の計画について市や町と協議のうえ、舗装だけの路線29路線を減じるとともに、大型トラックが入れるように道幅を広げる必要がある路線や小型の橋をかけ直す必要がある既設林道10路線の改良を優先することとし、結果として42路線の計画を今後進めさせていただきたいというものです。

<野堀会長>

よろしいですか、内藤委員。

(内藤委員)

今説明を伺いましたが、前計画の中にあつたところではない新しい箇所を追加ということではなく、今までの内容の見直しということでしょうか。

[事務局：横倉森林保全主幹]

舗装のみの計画があつた路線を削除しまして、それに新規4路線ほど新しく加えようとしているところでございます。

(内藤委員)

わかりました。

<野堀会長>

林道の開設について、全国的な動向があればご説明いただきたいなと思います。

[事務局：横倉森林保全主幹]

昨今頻発している災害では、国道や県道にも被害が多くみられ、場合によっては通行止めになるケースもあります。政府では、そういった場合の代替路として使えるように林道を強化していくといった「強靱化事業」が進められています。本県は最上管内で1路線、林野庁の採択を受けて整備を進めているところでございます。林道は専ら林業用なわけですが、災害の際は、地域の皆様の安全確保のための道路としての役割も大きくなっていくものと考えております。

<野堀会長>

はい。ありがとうございます。内藤委員よろしいでしょうか。

(内藤委員)

せっかくの機会なのでお伺いしたいのですが、林道の整備に関しては、市町村が森林環境譲与税を活用して整備していることも背景にあって、県の事業が少しずつ小さくなっているというような印象を県民としては受けるのですが、そのあたりの関係性を教えていただけないでしょうか。

[事務局：横倉森林保全主幹]

委員ご指摘の通り、森林環境譲与税が市町村に交付されて以降、各市町村の意思によって林道の開設計画の検討が進められてきております。県内でも、2、3の市町村において地域の方々や林業事業者の方々や現場で話し合いながら、さらには航空レーザ測量などの成果を活用しながら、地域の森林資源を活用するための林道や作業道の開設計画が検討されているところです。

この検討が進めば、現在の国の補助事業との兼ね合い、つまり、費用負担を含めてどのように役割を分担するか議論になっていくかと思えます。その辺につきましても、林野庁が各都道府県からの意見を聞きながら整理をし始めているところでございます。

現状としましては、このような開設計画の樹立としての使い道や、林道の維持管理に毎年費用がかかることからその費用に活用するなど、各市町村が知恵を絞りながら森林環境譲与税を充当しているようでございます。

<野堀会長>

私としては、前回、全国森林計画が樹立された際、林道数を非常に増やし過ぎたという気がしており、それが現実味を持って今回修正されて出来てきたのかなと思っているので、それほど私には、大幅減という違和感はなかったなという点はちょっとコメントさせていただきたい。他にご質問、どうぞ。

[事務局：横倉森林保全主幹]

補足になりますが、実際、改良の計画がある路線ではどの程度着手しているかという点につきましては、道路の拡幅計画に着手している路線は、実際のところゼロです。現在のところ、道路の拡幅よりも、これまで開設した林道の法面が崩れてくる（斜面が崩れてくる）路線が多く、その法面を保護する工事をしている路線が多い状況です。

<野堀会長>

ほかに御意見、御質問のある方は挙手をお願いします。 佐藤委員どうぞ。

(佐藤委員)

資料1の6ページにある主伐と間伐の計画量について、現行の計画量を維持するということは、いわゆる成長量分を伐っていくと理解してよろしいのでしょうか。それと同じ資料の最後の15ページですが、各森林計画区合計して10年間で640万^m³伐採する計画があつて、一方、森林ノミクス加速化ビジョンでは年間の木材生産量の目標が90万^m³、再生林100haとなっていたと記憶しており、この数字の整合性はいかがでしょうか。

<野堀会長>

事務局お願いします。

[事務局：笠井森林経営・再造林推進主幹]

2つご質問いただいたところです。

最初の点、伐採の計画量ですけれども、この伐採の材積については、対象の森林の成長量分だけ伐るという考え方ももちろんありますが、最初に説明ご申し上げました、将来に向かって理想とする状態、指向する森林の状態を目指して、育成単層林のうち、再造林すべきところは皆伐と再造林を行い、そうでないところは択伐によって育成複層林にしていくということで、森林資源の質的な内容を変えていくということになっております。そうしたことから、材積的には、成長量相当分の近いところまで伐採する計画になっているかと思えますけれども、委員ご指摘のように、成長量相当分を伐ることをベースにしながら、森林資源を入れ替えていくという計画を定めているということになります。

2つ目のご質問、この資料の6ページのところで言いますと、全計画区の伐採計画量の総数が640万 m^3 というのは10年間の県全体ですので、委員がおっしゃるように10で割りますと、年間64万 m^3 を伐採する計画を立てています。委員からもお話がありました、県の森林ノミクス加速化ビジョンでは、年間90万 m^3 の木材生産を行っていくという方針を打ち出しておりますが、実はこの64万 m^3 という数字は民有林だけの数字でございまして、県内の森林にはこのほか国有林があり、国有林の方で概ね30万 m^3 の木材を出していくということで、民有林と国有林を合わせて90万 m^3 の木材を出してしていくというような計画で、数字的には整合がとれているものでございます。

<野堀会長>

佐藤委員よろしいですか。

(佐藤委員)

成長量分を伐っていくということの前段のご説明でいくと、現在の林齢構成のいわゆるピラミッド型を平準化するためにもし伐っていくとすれば、今のご説明だとちょっと矛盾があるのではと思います。それがまず1点目。

それから加速化ビジョンの中で木材生産量の目標指標になっている90立方 m^3 という数字は、64万 m^3 が民有林で、プラス26万 m^3 が国有林ということで、県の加速化ビジョンの目標数字には、すべて国有林も入っているのですか。

[事務局：笠井森林経営・再造林推進主幹]

木材生産量の90万 m^3 には国有林分も入っています。

(佐藤委員)

その点について、国有林とは、お話をしていたのかどうか、ちょっと私は違っていたように記憶しており、民有林だけで90万 m^3 だと思っていたので。違うのですね。

<野堀会長>

事務局お願いします。国有林との調整というか話し合いの件について。

[事務局：笠井森林経営・再造林推進主幹]

森林ノミクス加速化ビジョンを作成した際、国有林の数字については、希望的計画ではなく、実際に国有林の方で出されている実績と今後の計画等を加味して、20～30 万m³の木材を出していただける想定で、ある意味現状維持として、あとは民有林の方で伸ばしていくということで、合わせて、現在 55 万m³のところを、70 万m³、90 万m³と伸ばしていくという目標数字を立てたということです。

(佐藤委員)

すると再造林面積の目標となっている 100ha というのは、国有林も入っているのですか。

[事務局：笠井森林経営・再造林推進主幹]

地域森林計画の中の再造林面積の数字については、あくまでも民有林の計画になりますので、資料 1 の 7 ページにあるとおり、県全体での人工造林の 10 年間の計画量 9,000ha 弱の数字については、あくまでも民有林での人工造林の計画数量ということになります。

(佐藤委員)

森林ノミクス加速化ビジョンの中での再造林目標 100ha については、民有林のみで、素材生産量の目標については国有林も含めての県全体ということでしょうか。

[事務局：笠井森林経営・再造林推進主幹]

そうですね、加速化ビジョンでは、基本的には民有林ベースの目標値として掲げているのですけれども、いわゆる素材生産というところになりますと、川中に入っていく段階では、国有林も民有林も一緒になってくるということ、あと統計的な処理として、どうしても出口調査というか、受け入れ先の方の調査と整合を取っている関係上、民有林と国有林の切り分けがなかなか難しいというようなこともございまして、あくまでも素材生産については民有林と国有林を合わせた木材の材積量、造林の面積につきましては、基本的に民有林の方で頑張っていく量ということで、定めているところでございます。

(佐藤委員)

ピラミッド型になっている林齢構成を平準化するためには、成長量だけの伐採で間に合うのでしょうか。

[事務局：笠井森林経営・再造林推進主幹]

資料 1 の 6 ページにもございますけれども、こちらに定めている 10 年間の伐採立木材積については、その成長量を超えることはないので、資源が枯渇していくことではないという数字としてとらえております。

<野堀会長>

佐藤委員、いかがでしょう。

(佐藤委員)

資源が枯渇するというのではなくて、伐って植えていって平準化するというではないのですか。要するに、林齢構成の一番出ている部分を、こっち側を伐って植えていくから、初めて平らになるというというふうに理解していたのですけれども。

[事務局：笠井森林経営・再造林推進主幹]

そうですねおっしゃる通り、5ページ目の左の図でいうと、資源構成が13歳級をピークに高齢級に偏っておりますので、この利用期に達成した森林の伐採をしながら、その後の1歳級、若い林にしなが、再造林をしながら木を植えることで、年齢構成の頭をつぶして、だんだん平準化していくことに向かっていくことにはなるのですが、その際の伐採する材積については、超えているから全部伐っていいというわけではなくて、この森林を持っている、いわゆる成長分、毎年成長をしていく量を超えないように伐っていくということで、資源もできるだけ減らさず、年齢も若返らせていくというようなことで計画をたてています。

<野堀会長>

佐藤委員、よろしいですか。この5ページの図がずいぶん複雑なのですが、面積的には11歳級以上が79%となっており、材積にすると85%ぐらいになるだろうと思います。成長量が最も大きいのは11歳級から12歳級で、最近高齢級のスギ人工林は特に成長量がそんなに落ちないということが、だんだんわかってきており、今、言われて原則的に成長量を超えない分の伐採というのは、十分裏付けがあるという気はして、ただし、資源量は、私は徐々に減っていく方向、つまり平準化するという事は減るのだろうと思います。成長量は、維持できても、資源量は全体的には減っていくことになるだろうと思います。その上で調整しながら、将来的に、次の計画の時には少し、成長量分が減ってくるということは反映されるようになるのではないかというふうに、私は解釈しています。だから、この5年間くらいは多分問題ないというふうに、多分成長量はずっと随分大きいのだろうと思います。以上、コメントでした。他にご質問、ご意見ありませんか。はい、芦谷委員。

(芦谷委員)

すいません。勘違いしているのかもしれないですけども、6ページの上の表ですが、現行計画と新計画の現況と計画期末の数字について、新計画に移ってから育成複層林がえらい少なくなっているなという、ちょっと私の勘違いかもしれませんが。育成単層林の面積を減らした部分を、育成複層林分に足していたのではと思ったのですけども。そう考えると、新計画の方だと、育成単層林が減った分が、育成複層林で増えてないといけないのが逆にマイナスになっているのは、この面積はどこにいったのでしょうか？という質問です。

<野堀会長>

はい、事務局お願いします。

[事務局：笠井森林経営・再造林推進主幹]

はい6ページ一番上の表の右側ですけども、新計画案の現況と計画期末の差の話になるかと思いますが。実は、この面積と書いてあるところに育成単層林と育成複層林と天然生林がございまして、この3つの面積を足しますと、現況ではですね、6万3,762ha ございます。そして、右側の計画期末

における3つの数字を足しますと、6万3,402 haということで、その差が実は360 haあるということになります。これが何かといいますと、主伐後に、再造林ないし天然更新していくのですが、それまでの間に、伐ったあとすぐ植えるのではなくて、再造林であれば伐ってから2年以内ぐらい、翌年度からその次の年に植えたり、または天然更新する場合においては、5年ぐらいかかって、完了したかどうかを確認していく必要があります。こうしたことから、地域森林計画にある10年間で伐った森林が全部更新されるわけではなくて、いわゆる主伐して伐採跡地という状態で繰り越していくことになってまいります。その繰り越された数字が、今申し上げた差分の360 haとなります。つまり、この面積3つの面積というのは、いわゆる立木地の面積、木が立っている面積になりまして、そのほかに、庄内の計画区で言いますと、現況で約6,000 haぐらいの伐採跡地とか未立木地等がございます。この未立木地、伐採跡地の数字が、今申し上げた10年目の、次の期首の時に360haほど伐採跡地のまま引き継がれるということで、一時的に数字が落ちているということですので、森林がなくなったということではございません。

(芦谷委員)

大変よくわかりました。それを計画的には、どうするかっていうのは、まだこの段階では決めなくてもいいということなのでしょうか。

[事務局：笠井森林経営・再造林推進主幹]

計画上の話としては、この360haのうち、人工造林で植栽される部分と、天然更新として数年間、更新を待つ場合とがあるのですが、その割合がどのくらいというところは決めてはいたのですが、実際に事業者の方々が伐採する段階においては、事前の伐採の届出を出すタイミングで、伐った後に植えるのか、天然更新するのかという意思表示を、届出書等を出していただいて、それに沿って施業していただくということですので、実際の施業においては、伐る前の段階でどうするかは決まっています。ただ、こちらの計画の期末については、その伐採の計画量から、試算なり、推計をして出していますので、内訳については明確に決まっているものではない、ということがございます。

(芦谷委員)

ありがとうございます。大変よくわかりました。何かそういう項目があると、よりわかりやすいのかなと思います。でも、説明で理解できました。どうもありがとうございました。

<野堀会長>

はい。先ほど佐藤委員からの質問の中で、木材生産量は国有林と民有林を合計した値だっという話がありましたけれども、国有林の益田さん、見解などがありましたら、よろしくお願ひします。

(益田委員)

先ほど山形県からご説明ございましたけれども、これは森林計画が、そもそも計画の対象として民有林というものをまず決めた上で、その中身について今ご議論いただいているということですが、流域からと申しましうか、民有林、国有林ある中で、そこから出てくる木材という場合に、これは川中、川下の施策にも関連する中で、国有林も相当のウエイトで木材の生産という実態があるということも視野に入れながら、いろいろ計画をされていくということだろうというふうに拝見し

ております。

<野堀会長>

ご列席の方で、新しい委員の方がいらっしゃいますので、ご質問、ご意見コメント等ありましたら、お願いしたいとおもいます。

(出井委員)

伐採に関して、ちょっと教えていただきたいのですが、県が森林ノミクスを推進する中で、年々素材生産量も伸ばしていくということで、方向的にはやはり、主伐して、再造林していくと、それをこう回していくということがあると思います。先ほどの6ページの各森林計画別の伐採量、特に主伐と間伐の割合ですが、最上村山と置賜については、間伐よりも主伐の材積が多くなっていますが、庄内の場合は、主伐よりも間伐が若干多い数量となっており、その理由について教えていただければと思います。

<野堀会長>

事務局お願いします。

[事務局：笠井森林経営・再造林推進主幹]

伐採量の決め方については、先ほどの5ページ目のところにありました現況の区分のところから持ってきていますが、庄内森林計画区そのものが、人工林の面積率が県内で比較的高くなっています。一番高いのは最上ですが、庄内も高い値のところになっており、伐採利用期に達した森林もありますが、そこに満たない、50年生以下の森林もまだまだあるということで、そちらの部分について、やはり間伐する必要があるものについては、間伐の計画を立てていくということになってございます。数値的なところは、特にこの主伐と間伐のバランスを考えて出したというわけではなくて、間伐は間伐の必要がある年齢の部分の部分を勘案して、材積を出しているということと、あとは、国の全体的な県の割り振りの数字の中で、県内の3つの森林計画区に数字を割り振る時に、対象となる人工林の面積、等々から割り振りをしておりますので、結果的にこのような形になっているということでございます。

(出井委員)

はい。なかなか主伐は県の独断でというのはいかない。いろんな事情があるので、そこは所有者の方に丁寧に説明しながら、引き続き主伐が促進するよう、ぜひお願いしたいと思います。

これからはもう質問ということではなくて要望ですけども、先ほど内藤委員から林道等の拡張の話もありました。林道があつてですね、それを広げていくのですが、場合によっては林道に行くまでの間、市町村道になっていて、街中を歩いていたりするわけですけども、そこが非常に狭かったり、曲がりが大きかったり、思うように車両が入らないっていう事例もあります。先ほど森林環境譲与税の話もされましたけども、その辺はやはり林務だけではなく、そちらの道路サイドとも連携しながらぜひ効率的な森林整備ができるよう、市町村との連携を強めていただければというふうに思います。

あともう1点、最後ですが、この森林計画の場合、主に、樹木の伐採、立木の伐採が話題の中心になってくるのですが、やっぱり林業の収益を確保する上で、どうしても樹木でだけ収益を確保すると

なると、少なくとも20年30年という期間が必要ですね。やっぱり森林所有者の方も、その間の経費を出し続けるというのが大変ですし、今の材価でもなかなか利益があがらないというものがありますので、これは計画と関係ないのですが、やっぱりその樹木以外、木の伐採以外に、いろんな森林の活用はあると思いますので、森林計画とは離れてしまうかもしれませんが、そういった部分も積極的に取り入れながら、少しでも森林所有者の懐に少しでもお金が入るような取組みを合わせてやっていただいて、引き続き強力にやっていただければと思います。これは質問ではなくて、要望ですので、以上でございます。

[事務局：笠井森林経営・再造林推進主幹]

先ほど、佐藤委員の方からの成長量と、伐採計画量の話のご質問がありました。概要の資料ではなく、本文の方に考え方を整理しているものがありましたので、こちらで改めて説明させていただきたいと思います。資料1-1、庄内森林計画書の88ページをお開きいただきたいと思います。持続的伐採可能量と書いてあるページになります。この持続的伐採可能量というものは、去年の森林計画書から、参考として記載しているものです。この数字が何かといいますと、第1表にありますように、庄内森林計画区では、主伐（皆伐）の上限量の目安が年間13万6,000 m³となります。この数字の計算方法は、その次の89ページのところに考え方を整理していますが、ここについては、先ほど佐藤委員からお話いただいた年間成長量ですね、基本的に年間成長量分、あとは、高齢化している齢級については、その材積部分を少し足していいという考え方で、資源上、伐採しても大丈夫という数字が書かれております。これが年間13万6000 m³となります。一方、先ほどの資料1の方で、庄内計画区の10年間の主伐の計画量が74万5000 m³という数字があり、これを年に割りますと7万4,500 m³となります。それで、この7万4,500 m³という数字ですが、この表第2表のところ、何を書いてあるかという、まず13万6,000 m³の数字のところになりますが、再造林率、つまり伐った後にどのぐらい植えるか、マックスで100%再造林すれば13万6,000 m³ということになりますが、年間7万4,500 m³という数字が再造林率のどこに入るかという、再造林率が50%から60%ぐらいのところに入ります。つまり、主伐上限量の半分から6割ぐらいの数字で、伐採計画量を出しているということになっているということでございます。

<野堀会長>

大変わかりやすかったです。佐藤委員、納得できましたでしょうか。伐採量に関わらずですが、現場で作業されている四柳委員、何かご質問、コメント等ありましたら、ぜひお願いしたい。

(四柳委員)

ご指名ですので、質問というかコメントさせていただきたいと思います。ご説明いただいた伐採計画量について、大変すばらしい数字になっているなということで、拝見させていただきました。やはり現場サイドでは、人員の確保がなかなか思うように進んでいかず、そういった問題がある中で、こういった伐採目標をしっかりと達成、できるように頑張っていけるように体制づくりをしないといけないなということを感じたところございました。

<野堀会長>

はい。ありがとうございます。まさにその通りです。渋谷委員はいかがでしょう。

(渋谷委員)

出羽庄内森林組合の渋谷です。今までの説明を伺って、計画の内容自体には異議がありません。計画書本文の方の3ページの、これまでの実行量の方を見させていただきますと、10年間の計画のうち、前半5カ年間の実行量が記載してありますが、間伐が46%ほどで主伐が30%ほどということで、やはり間伐も維持しつつ、主伐を徐々に増やしていく必要があるのかなというふうに感じているところです。やはり、今後皆伐の後の再生林を進めるにあたりまして、森林経営計画の作成が重要になってくるのですが、計画を作成することで、今度は間伐の必要値というものも発生していきます。ですので、やはり主伐・間伐、どちらかに偏りすぎるのではなく、バランスよく実施していく必要があるのかなというふうに感じております。

それからもう1点、内藤委員からもお話がありました通り、林道等の開設、拡張についてですけれども、やはり今後、間伐や主伐を行って材を出していくにあたって、どうしても今ある林道など狭くて、大型トラックが入れない状況が多々ございます。そういったことで、なかなか事業が進んでいかないということもありますので、前半5カ年間の実行の量をみますと、やはり拡張の方が、まだ実績ゼロということで、後期の5カ年間ではぜひこの拡張の方に取り組んでいただければ、林業サイドとして大変ありがたいなというふうに感じたところです。

<野堀会長>

はい。ありがとうございます。確かにその通りだと思います。

それではそろそろ、お諮りする時刻に至っているのですが、その前に一言、ご質問、ご意見等ありましたら、挙手をお願いします。今まだ発言されてない方、もしあるようでしたらどうぞ。よろしいですか。そうしましたら、特にないようですので、審議事項のアからウについては、適当であるという部分で答申することによってよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

<野堀会長>

はい、それではそのようにさせていただきます。それでは以上で審議事項を終了させていただきます。それでは、次を続けさせていただきます。4の報告事項となります。

林地開発許可について事務局から報告をお願いします

報告事項

ア 林地開発の許可について

[事務局：横倉森林保全主幹]

「林地開発の許可」について説明。

<野堀会長>

ただいまの報告に関しまして、ご質問を受けたいと思います。挙手をお願いします。はい、内藤委員をお願いします。

(内藤委員)

林地開発のうち、新規許可の4番の土石採取について、開発行為に係る森林面積が4つの中で一番狭いのですが、開発行為をしようとする森林面積が明らかにほかよりも多く、これは残地森林の面積が多いからそういうふうなことなのか、ちょっとそのあたりご説明いただきたいと思います。

<野堀会長>

はい、そうですね。私もそう思います。事務局お願いします。

[事務局：横倉森林保全主幹]

新規許可の4番、土石採取、鶴岡市大網の事例でございます。上から1、2、3番が山砂の採取ということで、酒田市での2件と、鶴岡市の1件となります。4番目の新規許可は、昭和化学工業という事業者が土石採取するところでございます。位置的に極めて山の中での土石採取になってございます。その他が、畑地や海岸林の方での許可となりますが、開発行為の所在の違いで、残地森林の残り方が決まってくるところもでございます。なお、この開発行為をしようとする森林面積につきましては、事業者の方で、追加して開発を加えていくというような場合、この中で、実際にこういうところを広げるというような計画もある場合がございますので、そういう場合においては、周辺環境が悪化しないよう、残地森林についてはしっかりと指導して参りたいと思っております。このような地域的な条件が違う部分で、残地森林が、4つのうちだいぶ多い計画区域となっております。

<野堀会長>

はい。ありがとうございます。よろしいですか。ほかにご質問、ご意見等ありましたら。特にないようですので、次に移ります。

続きまして、報告事項の2、保安林の指定について事務局から報告をお願いします。

イ 保安林の指定について

[事務局：横倉森林保全主幹]

「保安林の指定」について、指定・解除ともにならない旨、説明。

<野堀会長>

該当全てないので、ご質問受けようがないなと思っておりますが、何かありますでしょうか。特にならなければ、質問なしということで、受けさせていただきます。

<野堀会長>

議事の(5)、その他に移ります。委員の皆様から話題提供やご意見、ご質問等あればお願いしたいと思います。特にまだ発言されてない委員の方、何かありましたら、ぜひ挙手をお願いできれば、松田委員、何かないですか。これまでの中の質問でも、ご意見でも構いません。

(松田委員)

松田でございます。今までの説明を非常に分かりやすく聞いておりました。計画通りぜひいって

ただきたいなというふうに思っております。私どもの業界は、どちらかといえば川中・川下に近いものになってきますけども、まあ流れる的にウッドショックということで、今、国産材に主流が傾いてきておりますので、先ほど出た問題点、やっぱり林道の整備については、いろんな会合で苦情が出ます。そういう意味では、やはりそちらの方に重きを置いて、できるだけ生産性を良くして、安全な搬出をお願いしたいなということと、やっぱりこの流れを業界ともに変えたくないと思います。実はこの間、Zoom で現地商社と結んで会議をしたのですが、やはりアメリカの景気が急激に悪くなりまして、あれだけ金利があがれば、月々の返済金額も割高になり、急激に住宅着工が減って、それで現地の木材価格も通常の価格の半分ぐらいまで落ちました。心配していたのですが、どういうわけか急激な円安で相殺されたということと、あとは、1回値上げをしたコンテナ料金、運賃そのものは原油の値上がりによって相当何倍にもなっているということで、さほど影響はないというようなことで、若干、弱含みということとございます。ただ、1回品質を変更したハウスメーカーやその他については、おそらく、また、外国材に変えることは、ほぼしないと思いますので、そのためにやっぱり供給責任ということも求められますし、我々、山形県産木材をどうやって普及していくかということに関わってきますので、ぜひここは行政とともに、意見交換をしながら進めさせていただきたいと思っております。本日はありがとうございます。

<野堀会長>

はい。貴重なご意見、コメントを含めてありがとうございました。大泉委員何かありませんでしょうか。

(大泉委員)

自分の仕事上、木を使わせていただく方なのですが、山の情報がなかなか入りにくい状況なので、すごくありがたいなと思っております。ただ、やっぱりわからないこともあって、数量的なこともそうなのですが、どういう流れで製材されてきているのかとか、それから、バイオマス発電については、国外から木を持ってこないといけないという情報だけ頭に残っています。小さいところでは、バイオマスを農作業用ハウスに使うだとか、そういう地元産でやっていこうっていう動きが、自分の周りで聞こえてきているのですが、その辺の、小さい数量的な部分について、県全体もそうなのですが、そういった細かいところの数量が現状とどのように合っているのかなど、わからないこともあります。また、林道の開設について、小さい団体で林道を自分たちで補助金を使って開設して行って、山の木を取り出している活動も見させていただき、そういう活動に県の補助金がうまく回っているのかなど、そういう小さい、自分のわからないところを探りながら、今日参加させていただきました。もっと勉強して、自分の仕事でも、もっともっと木を動かせるようにしていきたいと思っております。

<野堀会長>

熊谷委員いかがですか。売上にも必要なことだと思いますが。

(熊谷委員)

伐採された木がどのように活用されているのか、私はそれをすごく知りたいなと思っております。バイオマス発電だったり、木材の使い道の部分で、やはり電力や燃料等々で、やっぱりなめこの生産者、キノコの生産者は苦勞しているのです、そういった木材の燃料活用だったり、そういうものに還元いた

できれば、大変助かるなど、キノコ産業としては思っております。

(黒田委員)

ありがとうございます。人材育成アカデミーローズレーンで、普段は企業や医療関係などの人材の育成をやっています。今日も午前中、そういう研修を自宅にてリモートでしました。それで、何で私がかここにいるのかと不思議に思われている方も多いと思います。私は移住して、家の裏に森があり、本当に森が好きで、森を自分で購入して、そこを自分たちで木を伐って、米沢地方森林組合の四柳委員には大変お世話になっております。いろいろ教えていただき、危ない木を伐採し、そこに子供たちも入れるようにして、森の幼稚園という行事で、今回、こういうものを作って、森に入るときはこうだよって言うふうにしたのでした。いろいろ広めているわけなのですが、例えばですね、林道の活用といったところかというと、隣に座っている佐藤委員に林道の定義はどうですかって、こそこそと聞いたのでした、どのぐらいの範囲のものを林道と言うのですか。それぐらい一般市民はわからないのです。でも山形県にはやまがた緑環境税があって、一人一人が責任を持って、緑の森や山を作る責任があって、また使う責任がある、でもSDGsの目標は別に成長量だけではなくて、作る責任、使う責任というのは、山形県民にとっては森をこれからどうやっていくか、そしてどう使っていくかってことも、あるのかなって思ったりしています。あと質の高い教育といったときに、ここ山形県は、実践でき、体験もできて、実際に山も見て、そういうことができ、またそういう仕事に関わっている方たちが大勢いて、本当の意味での質の高い教育ができる現場がある山形県、環境だな、というふうに思いました。そこで林道の活用も、例えば、林業に関わる方だけではなくて、これを観光の面にも活用していくということも可能かもしれませんし、もっと他分野と共同で使っていくことも可能かもしれません。そうしたときに、色んな他のビジネスチャンスが意外なところにあるかもしれないと思ったのと同時に、先ほどどなたかがおっしゃっていたように、林道に行く途中の道は整備されていないという問題なんかも本当にあると思います。例えば、子供たちや一般市民も含めて、もっともっと森ということに興味を持っていただいて、もっと色々なことをしている方がいらっしゃるといふことに目を向けてもらうことが、これからの林業の担い手になる方を養うためにも必要なかなと思いました。森の幼稚園というものをして、数百人の子供たち、若い方たちが森に入中で、皆さん森に興味を持ってくださいます。そして整備されていない、入れない森があるということに、なぜだろうと不思議を感じるようになって、周りの方たちもいろいろ整備して、私に案内をしてくれるようになりました。私はちょっと大きなサイズのことはわからなくて、余りにもサイズが大きすぎて、頭の中で計算もできなくなっていたのですけれども、そういうところで、できることを改めてしたいなと思いました。今日は大変勉強になりました。ありがとうございました。

<野堀会長>

高橋委員、コメントお願いします。

(高橋委員)

黒田三佳委員がなぜ私がかここにいるとおっしゃいましたけど、私こそ、なぜここにいると思います。私は幼児教育の現場から、ここに参加させていただいておりまして、この会議に出るたびに、今日もいい学びができたと思います。町場の子供たちにとって、山は遠いものかなと思いますけれども、実際遠いのではなくて、小さな子供たちが一番身近にそういうものを求め、そういう中で育つことが大事

だと私は思います。SDGsのなかのESDというものがありますが、持続可能な資源を大事にしながら、その価値がわかるような人間に育てて欲しい、それがESDです。ニュースを見ていて、27日にイタリア南部のイスキア島で土砂崩れがあった。あれを見た時に、そのこととは関係あるかは分かりませんが、自然の災害は本当に身近に、頻繁に起きている中で、山形に住む私たちが普段見上げたところにある蔵王、月山、鳥海山、朝日連峰、飯豊連峰と周りを山に囲まれていて、本当に子供たちと色々話す中で、山が崩れるってあるのかな、いや、ないとは言えないのだな。でもそれを守っている、守ってくださっている人たちが、今、ここにいらっしゃる方々をはじめとしており、伐採し、そしてまたそこに植え、それを売って製品にし、残ったもので、それを何かに使い、そういう循環をしているということが、本当に学びの中に、大事に反映されるべきだと思います。ですから、やっぱり大事にしていかなければならない、それは命を守ることだと思いますから、命の教育に直結することだと思います。今日お話を伺っておりまして、林道を開設して、それを生活のために拡張を進めていく、その一方で、やっぱり必要以上なものを採取しない。残地森林をちゃんと残しておく、それはやっぱり、ともに生きるものとして、していかなければならないことであると、そのことを感じさせていただきました。ここにいらっしゃる、それぞれの分野に長けていらっしゃる、私なんか本当にいつも、そうか、そうかって思いながら皆さんの話を伺っていますけれども、7割が森林の山形県の中に住む私達は、何としても森を守っていかなければならない。そしてそのうえでは、まず県民が関心を持たなければいけないというふうに感じさせていただきました。長い年月をかけて大きくなる木、それは本当に人を育てることと同じだなあって思いながら、大事な学びをさせていただいたと思いました。今日は本当にありがとうございました。

<野堀会長>

とかく森林計画というと、収穫と更新、それを担保するための林道というようにところに目が行きがちなのですが、実は庄内地域森林計画書の15ページを見ると、保健的機能別施業森林等の整備に関する事項というところがあって、その中には、例えば快適環境形成機能とか、保健利用、レクリエーション機能、森林の文化的価値のことも書いてありますよね。まあ、量はあまり書いていませんが、でも、子供たちが森林を使う、使ってくださいということは、民有林にとっても非常に価値の高いことだなあと思っています。しかも、子供たちは何年後かには、こういうところの委員になって座っているかもしれないです。それは大変興味深いことだと思いますので、いろんなご意見出していただくということは、多分重要なことだと思います。それでは、大体、皆さんからのコメントが出尽くしたようですので、本日の審議会はこれですべて終了とさせていただきます。委員の皆様のご協力に感謝し、議長の務めを終えさせていただきます。ありがとうございました。

[事務局(司会)]

野堀会長、円滑な議事進行、ありがとうございました。続きまして、次第の5、その他に移ります。皆様から何かございませんか。

ないようですので、それでは、閉会の挨拶を福井森林ノミクス推進課長が申し上げます。

[事務局：福井森林ノミクス推進課長]

森林ノミクス推進課長の福井と申します。本日は、御多忙の中、御出席いただき、また、熱心な御審議、貴重な御意見を頂戴しまして、誠にありがとうございました。

本日いただきました御意見等につきましては、今後の森林・林業・木材産業の推進に活かしてまいりたいと考えております。

また、今回は、委員改選後、初めての審議会ということになりますが、今後とも皆さま方から様々なご提言を頂戴できればと考えておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

それでは、これもちまして、本日の山形県森林審議会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

(終了 15:10)